

釧路市地域公共交通網形成計画の変更について

【変更のポイント】

- ・地域公共交通計画（旧地域公共交通網形成計画）と補助制度（地域公共交通確保維持事業）の連動化

地域公共交通網形成計画の変更の必要性について

（1）地域公共交通活性化再生法の改正（令和2年11月）

- ・法定計画策定が努力義務化・・・原則として全ての地方公共団体に計画策定が必要
- ・法定計画の策定を補助要件化・・・計画策定しなければ国庫補助が受けられない

釧路市はすでに計画を策定しているものの、記載事項に不足があるため、計画を変更（項目追加）する必要がある

（2）地域公共交通計画と連動した補助制度

これまでの補助制度

生活交通確保維持改善計画の記載事項

- ・地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- ・目標を達成するために行う事業及び実施主体
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統のみ）
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

地域公共交通計画と連動した補助制度

地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項

- ①地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割
- ②上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ③補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- ④地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

内容の整合性

地域公共交通計画「別紙」として提出する事項（毎年度提出）

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・補助システムの概要及び運送予定者
- ・補助システムに関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統のみ）
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

毎年6月頃開催の協議会にて、生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）を承認

毎年度、国が地域公共交通計画（補助関連部分＋別紙）を認定。事業実施後、事業評価（自己評価・国による評価）を実施。

釧路市地域公共交通網形成計画の変更について

釧路市地域公共交通網形成計画の変更（追加）内容について

① 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割

<表での整理イメージ>

位置付け	系統	役割	確保・維持策
地域間幹線	乗合バス 水色系統	釧路駅を発着地として、市内並びに隣接町村の各拠点を連絡する。	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
	乗合バス 赤系統		地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指す
支線	乗合タクシー（区域運行） 橙系統	市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保
	乗合バス 青系統、黄緑系統		地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す

<地図での整理イメージ>



② 上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

<説明イメージ>

〇〇系統は、釧路市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活だけでなく、観光やビジネスなど、多様な目的での移動を担う。起終点の釧路駅、経由地である××では、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

③ 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

<表での整理イメージ>

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
赤系統	釧路駅前	〇〇支所	☆☆会館	4条乗合	路線定期	交通事業者	幹線補助
青系統	〇〇支所		□□病院	4条乗合	路線定期	交通事業者	フィーダー補助
橙系統		◇◇地区内		4条乗合	区域	釧路市（運行は交通事業者へ委託）	なし

④ 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

<表での整理イメージ>

基本方針	数値指標	データ取得方法	現況地（R〇年度）	目標値（R△年度）
基本方針1	公共交通の利用者数	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	・・・人	・・・人
基本方針2	公的資金が投入されている公共交通の収支率	バス事業者提供データにより毎年計測	・・・%	・・・%
基本方針3	公共交通への公的資金投入額	普通会計決算により毎年整理	・・・円	・・・円

法改正により必須となった項目

①～④について、既存の釧路市地域公共交通網形成計画へ位置付ける必要がある

釧路市地域公共交通再編実施計画の変更について

【変更のポイント】

- ・新型コロナウイルス拡大の影響等により変更となった運行内容を利便増進計画（旧再編実施計画）へ反映

地域公共交通再編実施計画の変更の必要性について

(1) コロナ拡大や運転手不足による市内路線バスの廃線、減便など

- ・令和4年10月・・・くしろバス(株) 平日：84便減、土日祝日：71便減 ※一部増便あり
- ・令和5年10月・・・くしろバス(株) 平日：36便減、土日祝日：16便減 ※一部増便あり
- ・令和6年4月・・・くしろバス(株) 平日：5便減（スクール便） ※一部再編あり
阿寒バス(株) 平日：9便減、土日祝日：3便減



再編実施計画で、再編対象路線として位置付けた路線の情報を更新する必要がある。

(2) 再編実施計画の変更内容について

再編対象路線ごとに記載している「①運行概要」「②時間帯ごとの運行回数」「③運賃」などの情報を更新する。

昭和線（くしろバス・直通）	
① 運行概要	
運行のねらい	【再編の方向性】 昭和線は、前述のとおり支線化していくが、通勤通学者の利便性を維持するとともに、乗換拠点のスーパーアークスが営業時間外であることから、一部の通勤通学時間帯の便を直通運行として継続する。
起点	釧路駅
主な経由地	鳥取大通 2 丁目
終点	釧路北病院前
運行距離	釧路駅→鳥取大通 2 丁目→釧路北病院前：11.2 km
運行事業者	くしろバス株式会社
事業の種類	一般乗合旅客運送
運送の様態	路線定期運行
停留所数	34 箇所
運賃	対距離制タイプ

② 時間帯ごとの運行回数										
期間・曜日等		指定時間帯/運行回数								備考
		再編後	現行	再編後	現行	再編後	現行	再編後	現行	
通年	平日	合計		6～8 時台		9～15 時台		16～19 時台		20 時台～
	往	3～6	5	1～2	1	1～2	2	1～2	2	-
	復	3～6	6	1～2	2	1～2	2	1～2	2	-
	土曜日	合計		6～8 時台		9～15 時台		16～19 時台		20 時台～
	往	1～2	2	-	-	1～2	2	-	-	-
	復	1～2	2	-	-	0	1	1～2	1	-
休日	合計		6～8 時台		9～15 時台		16～19 時台		20 時台～	
往	1～2	2	-	-	1～2	2	-	-	-	
復	1～2	2	-	-	0	1	1～2	1	-	

③ 運賃	
復	往
釧路北病院前	釧路駅前
イオン昭和店	鳥取大通 2 丁目
	日赤通
160	210
230	260
	380
	410

※小学生は半額

